



令和8年度 国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会

取引適正化に向けた取組み

公正取引委員会 企業取引課

これまでの価格転嫁・取引適正化に関する取組

- ・ サプライチェーン全体における価格転嫁・取引適正化を定着させていくため、公正取引委員会と中小企業庁共催の有識者会議（企業取引研究会）の提言（令和6年12月）を踏まえ、必要なルール整備を進めてきた。
- ・ また、整備したルールの実効性を確保するため、周知・広報に努めるとともに、取適法の事件調査や未然防止のためのフォローアップ調査等を進めてきた。併せて、執行体制の強化を進めてきた。

ルール整備

- **取適法の施行（下請法改正）**
（令和8年1月1日施行）
 - ・ 特定運送委託の追加
 - ・ 従業員基準の追加
 - ・ 手形払等の禁止
 - ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止
 - ・ 面的執行の強化（事業所管省庁の指導・助言）等
- **支払告示の制定**
（令和9年4月1日施行）
 - ・ 給付の受領日から60日以内に代金を支払わないことの禁止
- **物流特殊指定の改正**
（令和9年4月1日施行）
 - ・ 着荷主による契約外の荷待ち・荷役への対応等
- **優越ガイドラインの改定**
 - ・ 価格協議に関する想定例の追加等
- **知財取引指針の策定**
- **労務費転嫁指針の策定・改正**

周知・広報

- **47都道府県における説明会**
 - ・ 取適法、支払告示等の説明
- **業種別説明会**
 - ・ 関係省庁と連携した業種別説明会の開催
- **多様な媒体による周知**
 - ・ YouTube、SNS、Web広告等
 - ・ パンフレット・ポスター等
- **相談対応**
 - ・ 全国の相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受付

執行等

- **取適法の事件調査**
 - ・ 違反事件への厳正かつ機動的な対応（勧告・指導）
 - ・ 特定の業種・業界における集中調査
- **面的執行の強化（執行連携）**
- **未然防止のためのフォローアップ調査・注意喚起**
 - ・ 価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査
 - ・ 荷主と物流事業者との取引に関する調査

体制強化

- **価格転嫁・取引適正化に関する体制強化**
 - ・ 公正取引委員会の定員は841人（令和3年度末）から995人（令和8年度末）に増員
 - ・ 令和4年に公正取引委員会は優越Gメンを創設し、令和8年度では136名体制

取適法（主な改正事項）

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

「下請」等の用語の見直し

● 法律の名称

「下請代金支払遅延等防止法」

▶ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

● 用語

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6％）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

労務費転嫁指針

- ・ **労務費の転嫁**に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの**12**の行動指針。
- ・ 本指針に記載の**12**の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ・ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- ① 経営トップの関与
- ② 定期的な協議の実施
- ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦ 相談窓口の活用
- ⑧ 根拠とする資料
- ⑨ 値上げ要請のタイミング
- ⑩ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

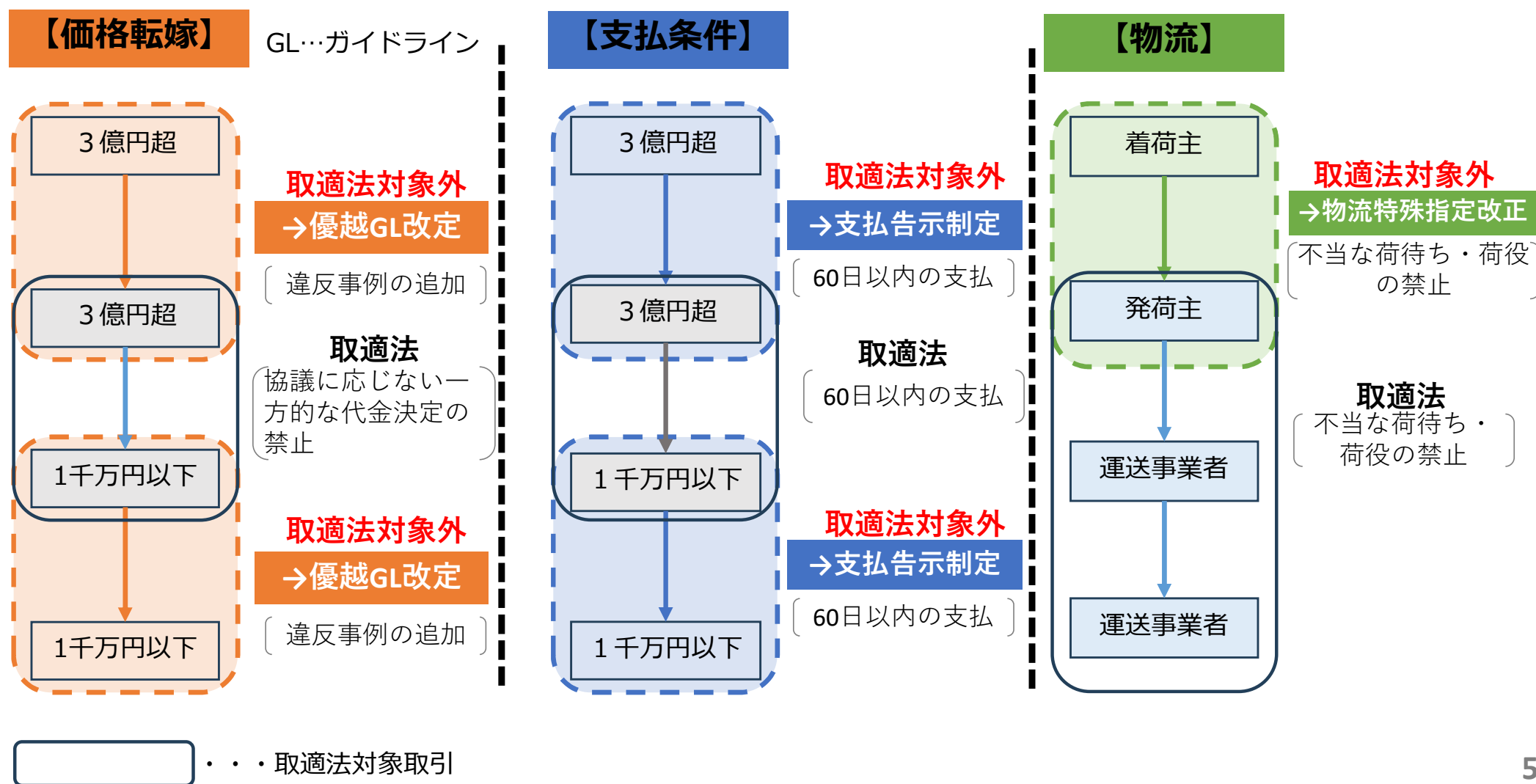
- ⑪ 定期的なコミュニケーション
- ⑫ 交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。



物流特殊指定、支払告示、優越ガイドラインについて

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、**取適法の対象外の取引にも**、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。



「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法」リーフレット



改正物流特殊指定

改正① 着荷主と発荷主との取引を追加

特定荷主と特定物流事業者との取引

+

改正により追加

特定着荷主と特定発荷主との取引

改正② 取適法（改正下請法）施行に伴う改正

- 従業員基準の追加
- 支払遅延の禁止規定に手形払等を追加
- 協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定を追加など

改正① 着荷主と発荷主との取引を追加

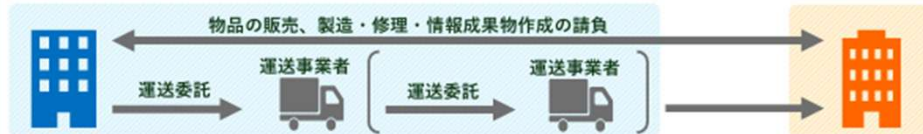
✓ 特定着荷主と特定発荷主との取引が対象

対象となる取引 ①+②

① 物品の販売、製造・修理・情報成果物作成の請負

特定発荷主

特定着荷主



② 特定着荷主と特定発荷主の関係

特定着荷主	資本金3億円超	▶	特定発荷主	資本金3億円以下（個人事業者を含む。）
	資本金1千万円超3億円以下	▶		資本金1千万円以下（個人事業者を含む。）
	従業員300人超	▶		従業員300人以下（個人事業者を含む。）
	取引上の地位が優越している着荷主	▶		取引上の地位が劣っている発荷主

✓ 特定発荷主の利益を不当に害する行為を禁止

禁止行為の具体例

- 不当な経済上の利益の提供要請
 - ✓ 特定着荷主は、特定発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。
 - ✓ 特定着荷主は、特定発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の検品・仕分け業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。
- 不当な運送内容の変更及びやり直し
 - ✓ 特定着荷主は、特定発荷主に対し、自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。
 - ✓ 特定着荷主は、特定発荷主に対し、自社の都合により商品を運送事業者に再配達させたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。
- 情報提供に対する報復措置
 - ✓ 特定着荷主は、特定着荷主が禁止行為をしていた事実を特定発荷主が公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引量の削減・取引の停止・その他不利益な取扱いをした。

支払期間のルールについて、独占禁止法の新しい告示ができました

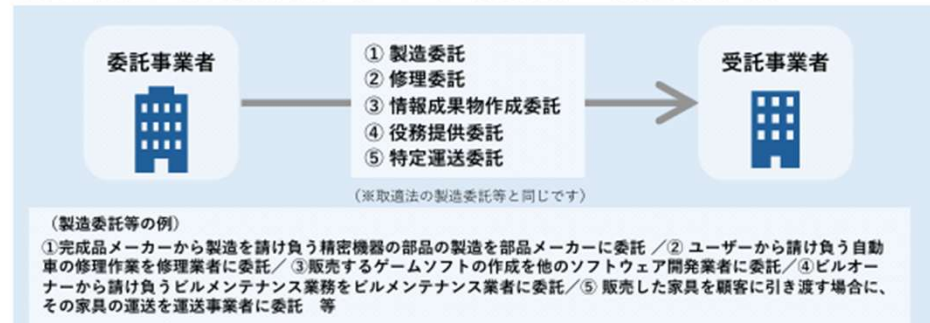
「支払告示」

正式名称：製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法

対象となる取引は？

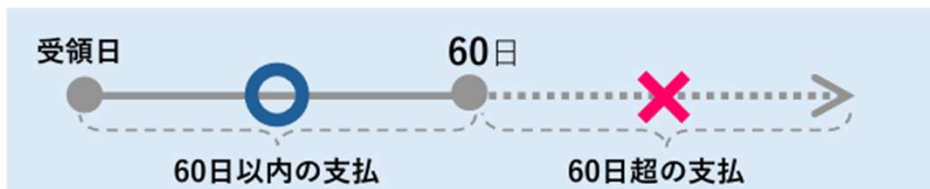
製造委託等の委託事業者と受託事業者との取引が対象となります。（※汎用品の売買は対象外です）

ただし、取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。



新ルールの内容は？

給付の受領日から**60日以内**に代金を支払う必要があります（60日を超えると違反になります）。
（※正当な理由がある場合を除きます。）



いつから施行される？

令和9年4月1日から施行されます。

背景・趣旨は？

取適法対象外の取引も含め、サプライチェーン上流から下流までの資金繰り負担の偏りを解消し、サプライチェーン全体の資金の流れを作る必要があります。



約9割（88.9％）の委託事業者が、支払期間を60日以内に設定しています。しかし、製造委託等の取引では、受託事業者に対して支払の繰延べによる負担を押し付けやすい傾向があると考えられます。



（※公正取引委員会調べ）

- ・ 知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること
- ・ 「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」など、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例等を示し、加えて、関連する相談・支援窓口や契約書ひな形を提示。

指針のポイント

- 全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示
- 知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般が対象
- 独占禁止法等の考え方を提示（約70事例）、
- 基本的な考え方やその実践例（約50事例）を提示
- 様々な対価設定方法（レベニューシェア等）や対価設定における選択肢（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）を提示
- 活用可能な相談窓口や体制を幅広く紹介

令和8年6月 新しい知財取引の指針ができました

「知財取引指針」

～知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針～

知的財産権・ノウハウ・データは、企業にとって極めて重要な成長の源泉です。知財取引指針は、こうした知的財産権等に係る取引環境の整備やリテラシーの向上により、イノベーションを促進することを目的としています。

知財取引指針の特徴

- ✓ 知的財産権・ノウハウ・データの取引を対象とした指針
- ✓ 全業種を対象とした包括的・横断的な考え方を提示
- ✓ 基本的な考え方+対応策+実践例多様な対価設定に向けた考え方や実践例などを提示
- ✓ 独禁法（優越的地位の濫用）の考え方、問題となり得る事例を提示
- ✓ 相談・支援窓口を幅広く提示
- ✓ 契約書ひな形などの参考情報を幅広く提示

知財取引指針の概要

△ 基本的な考え方 ▶トラブル防止のための対応

情報の管理

- ▲ 事前承諾のない秘密情報の開示要請、NDA（秘密保持契約）等の締結拒否等をしないうこと
 - 保有する秘密情報の整理・管理
 - 公平で適切なNDAの締結
 - 工場見学時の秘密情報の管理

知的財産権等の価値の適切な評価

- ▲ 知的財産権等の価値を適切に評価、当事者間の協議の上対価を決定すること
 - 契約締結時における支払条件の明確化
 - ライセンス料、譲渡対価設定の選択肢への理解
 - ・ ライセンス料（イニシャルフィー・ランニングロイヤリティ等）
 - ・ 譲渡対価（一括払、レベニューシェア等）
 - 成果物と知的財産権等の対価の明確化など、当事者が納得する対価の設定

その他

- ▲ 単独で行うべき出願等に干渉したり、知財訴訟リスクを一方的に転嫁しないこと
- ▲ 共同研究開発の成果の帰属や対価等の設定を適切に行うこと
 - 紛争時の責任の所在明確化
 - 損害責任の制限等の条件設定
 - 共同研究開発前の保有情報の管理

独占禁止法上問題となり得る行為

- ノウハウ等の一方的な開示要請
 - ・ 技術情報、設計図面データ等の無償提供
 - ・ 工場見学による情報流出
- NDA（秘密保持契約）の締結拒否等
 - ・ NDAの締結拒否
 - ・ 片務的なNDA
- 知的財産権等の不当な対価設定等
 - ・ 取引対価の一方的決定
 - ・ 知的財産権等の対価の不設定
 - ・ 対価設定方法の一方的な決定
- 知的財産権等の不当な譲渡要請等
 - ・ 著作権の無償譲渡・ライセンス要請
 - ・ 著作者人格権不行使条項の一方的な設定
 - ・ 著作権の帰属条項の一方的な設定
 - ・ 中間成果物の譲渡要請等
 - ・ 無償の技術指導・PoC・試作品製造等
- 出願干渉
- 知財訴訟等のリスク転嫁
- 共同研究開発
 - ・ 知的財産権の一方的帰属
 - ・ 名ばかり共同研究開発
 - ・ 共同研究開発の成果物の利用制限
 - ・ 共有知的財産権の不利な取扱い